

3. 河川整備計画の基本事項

3.1 河川整備の基本理念

日野川水系河川整備計画【国管理区間】（以下、「本計画」という。）では、日野川の特徴を踏まえ、次の3つの基本理念を柱として、治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開します。

安全・安心な暮らしを確保する

日野川水系河川整備基本方針で定めた長期的な治水目標に向けて、整備期間内で実現可能な段階的な河川整備を進めるとともに、河川整備の現状、過去の水害、はん濫域の人口・資産等を考慮し、地域の治水安全度の向上を目指します。

ふるさとの川の恵みと豊かな暮らしを潤す

日野川の清浄な水による流域の生活や文化、産業活動を将来まで維持出来るよう、これからも良好な水質の維持に努めます。

さらに、人々に水の利用に関心を持っていただき、日野川が地域住民の命と暮らしを支え、自然豊かな環境が維持できるよう河川管理するとともに、地域の産業にも着目し、様々な用途に利用されている日野川の水利用の歴史や現状を踏まえ、生活・産業に必要な流量の確保に努めます。

豊かな自然と歴史を継承し、人と川とのふれあい・学びの場をはぐくむ

日野川を基に形成された地域住民の憩いの場としての河川空間および日野川の流れが生み出す豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する日野川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように努めます。

3.2 本計画の対象区間

本計画の対象区間は、表 3.2.1 及び、図 3.2.1 に示す区間とします。

1

表 3.2.1 本計画の対象区間

河川名	区 間		延長 (km)
	上流端	下流端	
日野川	左岸*：鳥取県西伯郡伯耆町大字金廻 字下中河原 172 番地先 右岸*：鳥取県西伯郡伯耆町大字岸本 字岡本 414 番地先	海に至る	17.0
法勝寺川	左岸：鳥取県西伯郡南部町鴨部 字下河原 1611 番の 1 地先 右岸：鳥取県西伯郡南部町鴨部 字下河原 1617 番の 1 地先	日野川への合流点	10.9
印賀川	左岸：鳥取県日野郡日南町印賀 字下鑓山 208 番の 1 地先 右岸：鳥取県日野郡日南町印賀 字下鑓山 202 番の 1 地先	左岸：鳥取県日野郡日野町大字福長 字御崎原 1164 番地先 右岸：鳥取県日野郡日野町大字福長 字奥河原 1183 番の 1 地先	4.8
中原川	左岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢 字槇ヶ本 2316 番地先 右岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢 字作右衛門受殿蔵上ミ 853 番の 3 地先	印賀川への合流点	1.6
秋原川	左岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢 字寺田 758 番の 2 地先 右岸：鳥取県日野郡日南町大字菅沢 字鑓元 2434 番地	中原川への合流点	0.4
合計			34.7

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

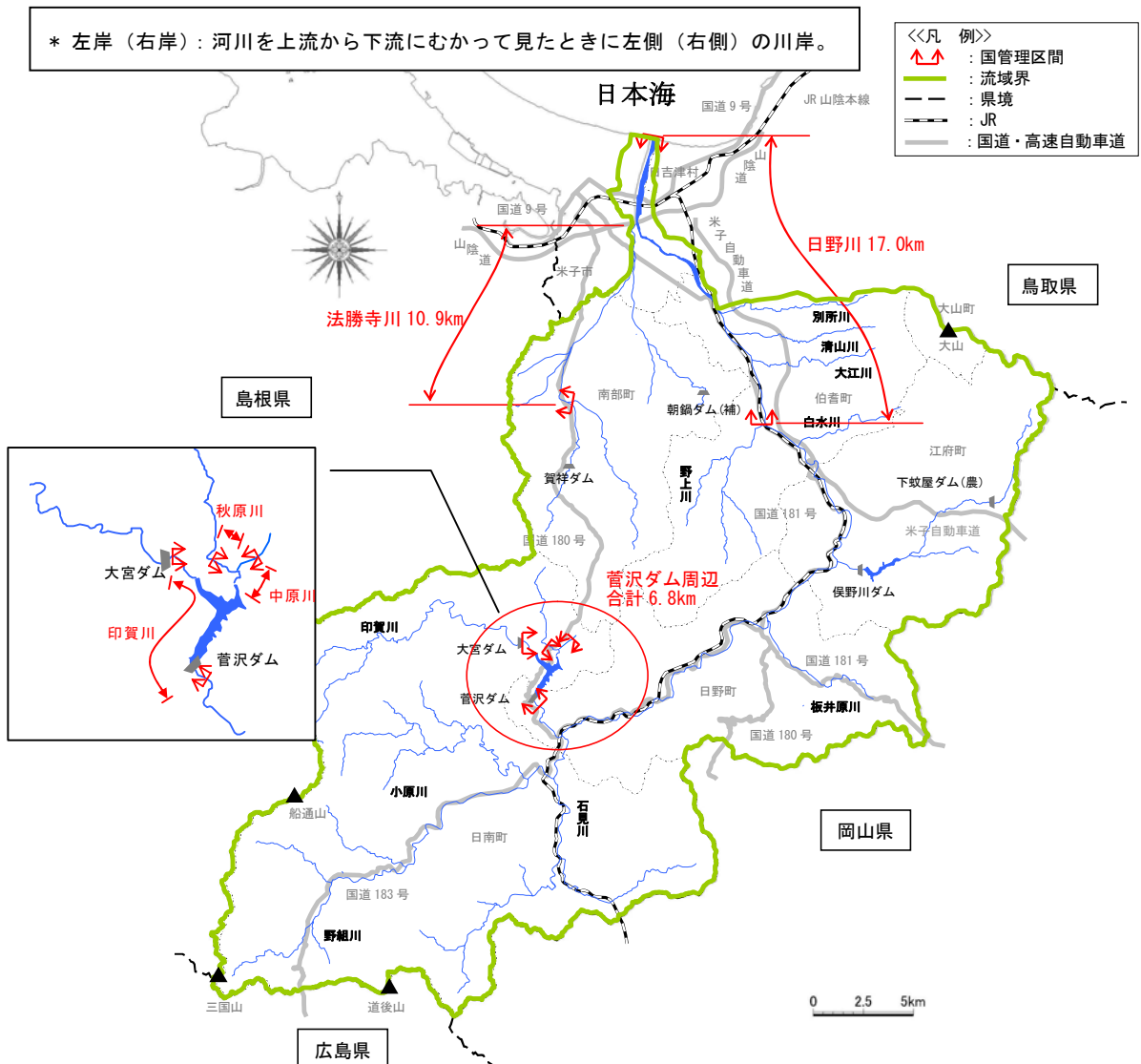


図 3.2.1 本計画の対象区間

1 **3.3 本計画の対象期間**

2 本計画の計画対象期間は、概ね 30 年間とします。

3 なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の
4 状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化
5 や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行い
6 ます。